

令和5年1月1日
稲沢市総務部契約検査課

工事現場における現場代理人の常駐について、臨時的措置として配置技術者の不足が解消されるまでの当分の間、本市と契約締結する建設工事に限り下記により運用するものとする。

記

運用の3の1 現場代理人等の兼務について

次の全ての条件に該当する工事の現場代理人は、運用の3によらず現場代理人、現場責任者又は専任を要しない主任技術者を複数兼務することができるものとする。

この場合、兼務する全ての工事において、安全管理をはじめとした工事現場の運営、取締り等を適切に行い、兼務することによる品質の低下や工程の遅れがないようにするものとする。

- ① 稲沢市発注の工事
- ② 現場条件等により常駐を必要とされていない工事
- ③ 建設工事に該当する工程の契約金額が4,000万円未満(建築一式工事は8,000万円未満)の工事
- ④ 低入札でない工事

当初契約金額が専任を要しない主任技術者の建設工事の現場代理人で、変更契約金額が専任を要する主任技術者の工事となり、兼務している工事が3件以上となった場合は、運用の3により2件までの兼務しかできないため、運用3の1により現場代理人の兼務をしている場合は、兼務が認められる2件以外の現場代理人の変更が必要となるので注意すること。

※ 営業所の専任技術者については、この運用に該当しないため、営業所の専任技術者が現場代理人を兼務することはできない。

運用の4の1 現場代理人等を兼務する場合に提出する書類について

運用の3の1において、現場代理人が兼務をする場合、現場代理人等となる(なっている)全ての工事において運用4の現場代理人等の兼務届(別紙様式)を提出するものとする。

また、件数が3件以上になる場合は、様式の「兼務する工事」欄を適宜追加し全工事を記入するものとする。